

◆ 公文書の公開請求から決定までのおおよその流れ ◆

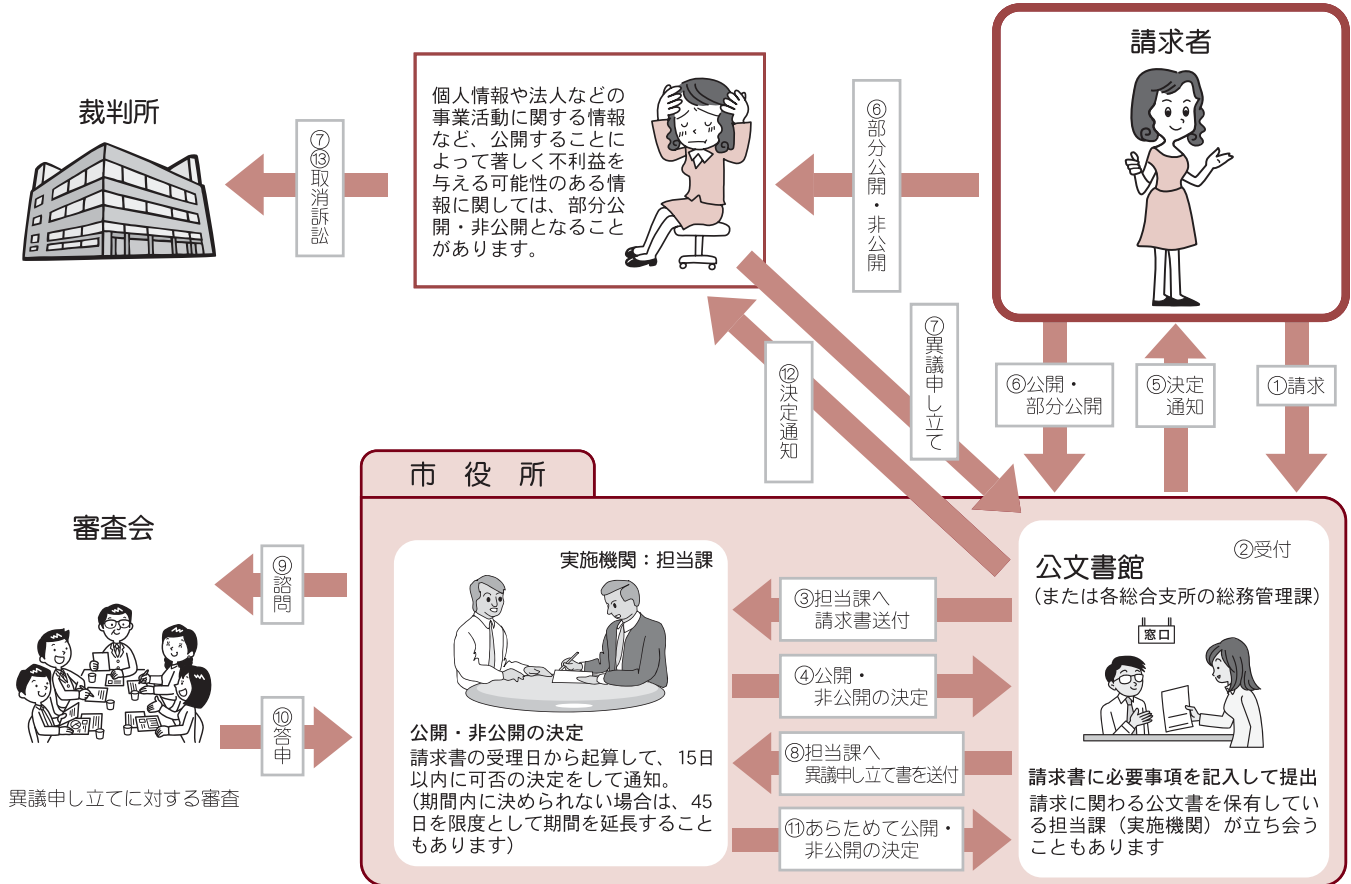


表5 審議会等の会議の開催総数&傍聴者総数 (平成24年度)

	開催総数	開催の内訳			傍聴者総数
		公開	一部公開	非公開	
市長	256	83	0	173	194
教育委員会	43	39	0	4	24
合計	299	122	0	177	218

◆ **審議会等の会議の運営状況**

平成24年度の運営状況は、表5のとおりです。

◆ **審議会等の会議の運営状況**

なお、非公開の会議は、公務災害補償等認定委員会1回、指定管理者候補者選定委員会1回、民生委員推薦会1回、障害程度区分認定審査会13回、介護認定審査会156回、栗橋駅西土地画整理審議会1回、障がい児就学支援委員会4回です。

市の審議会等(附属機関)の会議を原則公開とする制度です。

会議の開催は、事前に市民参加コーナーや市ホームページで周知してまいります。公開される会議はどなたでも傍聴できます。また、公開した会議の会議録は、公文書館の閲覧室や市ホームページ等で後日ご覧になれます。

審議会等の会議の公開制度

個人情報保護 Q & A

Q ダイレクトメールや営業電話は違法ではないのですか

A 個人情報保護法では、事業者が、適正に取得した個人情報を、適正に利用する場合は、適法としています。

ただし、5000件を超える個人情報を取り扱う事業者には、個人情報の取り扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理する努力義務(法第31条第1項)も課していますので、そのような事業者の場合は、その事業者の苦情相談窓口にご相談してみることが考えられます。

また、架空請求など悪質と思われるダイレクトメールや営業電話などの場合は、連絡をとると、逆にさらなる個人情報や金品などを要求してくる場合がありますので、無視したり、国民生活センターや市の消費者相談窓口(生活安全課)などに相談したほうが有効な場合もあります。

(参考:国民生活センターホームページ http://www.kokusen.go.jp/jrei/data/200509_1.html)

さらに、特定商取引に関する法律では、電話勧誘販売で、契約を締結しない旨の意思表示をした者に対する勧誘の継続や再勧誘を禁止していますので、勧誘商品によっては、この規定を活用することも一つの方法です。

(参考:消費生活安全ガイドホームページ <http://www.no-trouble.go.jp/>)